建設工事における余裕期間制度実施要領

（趣旨）

1. この要領は、多久市が発注する建設工事において、余裕期間を設定した契約

方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

1. 工事開始前に建設資材、技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を

設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、発注及び施工時期の平

準化に資することを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この要領で使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。　　 (1)　工事の始期とは実工期の開始日をいう。

 (2)　工事の終期とは、契約期間の最終日をいう。

 (3)　余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期

　　　間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。

 (4)　実工期とは、実際に工事を施工するための期間をいう。(準備期間と後片

付け期間を含む。)

 (5)　全体工期とは、余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

 (6)　発注者指定方式とは、発注者が余裕期間を設け、工事の始期を指定する方式

　　　をいう。

 (7)　任意着手方式とは、発注者が示した工事の始期までの期間内で、受注者が工

事の始期を選択する方式をいう。ただし、実工期の日数は変更しないものとし、実工期の終期についても、始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。

（8）　フレックス方式とは、発注者があらかじめ設定した全体工期の内で、受注者が実工期の始期（発注者が示した始期までの期間内）と終期を決定する方式をいう。

 (９)　契約期間とは、余裕期間と実工期を含んだ期間とする。

　（１０） 工事の着手とは、工事始期以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場制作を含む工事における工場制作工のいずれかに着手することをいう。

（対象工事）

第４条　対象工事は、多久市の発注工事とし、次のいずれにも該当しない工事の中から選定するものとする。

 (1)　余裕工期を設定することで、実工期の適正な工期の設定ができない工事

 (2)　緊急性を要する工事

 (3)　その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

２　余裕期間制度の方法については、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式から選択できるものとする。

（工期の設定）

第５条　市長は、前条の基準により選定した工事について、１８０日を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。

（入札公告及び特記仕様書への記載）

第６条　入札公告において、余裕期間を設ける工事であることを明記するものとする。

２　特記仕様書に必要事項（別添記載要例）を明記しなければならない。

（工事の始期前の取扱い）

第７条　受注者は、余裕期間の間は、工事に着手してはならない。

２ 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

第８条　余裕期間制度を実施する場合における、発注者と受注者の契約関係の取扱いについては次のとおりとする。

 (1)　工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。

(2)　任意着手方式の始期、フレックス方式の始期及び終期については、契約書を提出する前までに決定すること

　　　とする。

 (3)　受注者は、工事の着手から５日以内に工事着工届を発注者に提出しなければ

ならない。

 (4)　受注者は、契約後速やかに工程表を提出するものとする。この場合において、

　　　工程表には余裕期間を明示することとする。

 (5)　受注者は、工事の始期後、施工方法が確立した時期に施工計画書を発注者に

提出するものとする。

 (6)　受注者は、受注時のコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録については、工事の始期後

速やかに登録するものとする。

 (7)　受注者は、工事の始期以後より前払金の支払いを発注者に請求することができ

　　　る。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、

　　　この限りでない。

 (8)　契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。

 (9)　受注者は、工事の始期後速やかに、建設業退職金共済制度掛金収納書を発

注者に提出するものとする。

(10) 受注者は、工事の着手までに現場代理人等通知書及び経歴書を発注者に提出するものとする。

（その他）

第９条　契約締結の日から工事の始期の前日までの現場管理は、発注者の責任において行なうこととし、受注者に資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行なわせてはならない。

附則

この要領は、令和３年２月１９日から施行し、同日以降公告される建設工事から適用する。